

例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第3号 長井駅構内線路西側区域に存在する杉林一帯の環境整備及び構内横断踏切並びに西乗車口の設置に関する請願の1件について、総務・文教委員長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成18年第4回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件及び請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月13日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

それでは、議案第58号 市道路線の認定につ

いて申し上げます。

本案は、道路の完成並びに移管により、市道として維持管理が必要となっている道路を認定するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、当該道路は、一般県道久保桜線長井大橋のかけかえ工事に伴う側道として新設された道路で、住民の安全性や利便性、それに道路の管理面を考慮して市道として維持管理を行うため提案するものであるとの説明を受けたところであります。なお、説明を受けた後、直ちに現地踏査を行っていることを申し添えます。

質疑に入り、委員からは、堤防上の道路は新しい道路で分断されることになるが、今後どうなるのか。また、従来の県道が市に移管されるということだが、起点、終点はどうなるのかとの質疑がなされ、建設課長からは、堤防上の道路は市道として認定しているので、起点・終点の変更という形で処理させていただきたい。また、従来の県道が市に移管された場合の起点は東側になり、終点は堤防のところになるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、このたび提案された道路は、地元住民の長年の念願であった長井大橋のかけかえに伴って新設されたもので、安全性や利便性から市道の認定をして維持管理をするということであるので、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 市道路線の変更について申し上げます。

本案は、市道としての維持管理が一部不必要となった道路を変更するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、本路線は、舟場地内の工業地域に設置されている道路であるが、本路線の起点側に隣接する株式会社におい

+

て道路向かいの隣接地を取得したことにより、工場敷地間の一体的な整備を必要とすることから工場内通路として取得したい旨の要請がなされ、企業振興の観点から考慮し、また、周辺の通行にも支障がないものと判断して、市道の起点を変更するため提案するものであるとの説明を受けたところであり、なお、当該路線についても、説明を受けた後、直ちに現地踏査を行っていますので、申し添えます。

質疑に入り、委員からは、払い下げを前提にしての変更であるが、その裏づけは何か。また、当該路線は、建設会社の業務専用道路的な性格を持った市道と聞いていたが、一般の利用はどのような頻度であったのかとの質疑がなされ、建設課長からは、寺東土地区画整理事業を始めた当初、減歩率を30数%にする計画を持っていたが、住民からの強い要望により、市が約3万平米を取得して最高25%に減歩率を下げた経緯があり、その一部を今回の払い下げに充てるということでご理解をいただきたいと考えている。また、当該路線は、区画間を連結する道路が必要であるとの当時の寺東土地区画整理審議会のご意見をを受けて築造したという経緯があるが、一般通行についてはほとんどないと理解しているとの答弁がなされたところであり、

また、委員からは、払い下げについて、地域住民の同意は必要なかったのか、また、地域住民に対する説明はどのように行ったのかとの質疑がなされ、建設課長からは、市道部分の一部払い下げについては、本年7月末日に商工観光課に要請がなされたものであるが、それを受けて、舟場地区長を初めとして、関係者の同意をいただいた上、当時の関係者や地区の役員の方々と話し合いをさせていただいている。市道路線の変更後は、当面建設課で管理するが、その後の払い下げについては地区の皆さんが納得した時点で行いたいと考えているとの答弁を受けたところであり、

さらに、委員からは、近隣に清掃事業所があるが、ここの話し合いは必要なかったのかとの質疑がなされ、建設課長からは、清掃事業所の運搬車は堤防の下の道路をメイン道路として通行しており、何ら支障はないので話し合いは必要ないと考えているとの答弁を受けたところであり、

討論に入り、委員からは、本案については、これまで頑張ってきた市内企業の工場増設に伴う市道の一部払い下げ要請に端を発したものであるが、当該路線の一部を取得しないと企業活動に支障が生ずるということでもあり、当時の関係者に十分説明をして納得が得られるような形で進めていただくことを希望して、本案に賛成であるとの意見が出されたところであり、

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書採択についての請願について申し上げます。

本請願は、山形県中小企業家同友会筆頭代表理事、阿部秀俊氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、我が国の経済は、一部大企業の設備投資や収益増などで回復基調にあるものの、依然として地域経済や中小企業に不況感は強く、しかも金融機関の中小企業向け貸し出しは総じて減少しており、金融環境は厳しい状況が続いている。また、国では、信用補完制度の縮小や政府系金融機関の統廃合などを進めているほか、日本銀行のゼロ金利解除などにより、中小企業では、今後、金利負担による経営圧迫が生じる可能性も危惧されるなど、地場中小企業を取り巻く経済環境は引き続き厳しい状況に置かれている。地域経済の活性化を図るには、政府並びに民間金融機関が地域と中小企業への円滑な資金供給や利用者利便な

などを努力し、金融が円滑に機能することが必要である。そのために、貸し手と借り手の公正な取引関係を維持しつつ、地域と中小企業に対し、より円滑な資金提供や利用者利便を図ること、また、物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大することについての意見書を国や関係機関に提出していただきたいというものであります。

審査に当たっては、詳細な内容を把握するために商工観光課長にも出席を求めたところであります。

質疑に入り、委員からは、リレーションシップバンキング機能強化計画を拡充すると言っているが、どういう内容のものかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、平成15年3月に、各地域金融機関が長期的に継続する取引関係を通して、地域の企業に対する資金提供をするように金融庁が定めたもので、その内容は、1つには中小企業再生に向けた取り組みのための創業新事業支援機能等の強化、2つには健全性の確保、収益性の向上に向けた取り組みを第2の柱として、それぞれの金融機関で行動計画を策定するというものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、このような請願は、中小企業振興のために必要なものと思うが、商工観光課としては長井市の企業活動状況をどのように把握しているかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、保証協会によると、資金需要の関係では、4月から7月までの昨年との比較では長井は128.1となっており、県全体では99.1ということであるので、県全体の中でも長井は資金需要が活発になりつつあると感じている。ただ、銀行には、債務者の格付と貸倒引当金の問題があり、さらに担保物件を重視しないという考え方になってきているため、会社としては財産を持っているのだが、それを有効な担保とし

て事業展開ができにくいという状況もあり、さらに、信用保証協会がことしの4月から担保・保証人は不要としたが、保証料率を9ランクに分けて保証を付与するという形になったため、資金調達の上でもしっかりした経営のあり方、体制をとっていかないと難しい状況にあると思っていると答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、金融機関の貸出担当者などからお聞きすると、厳しい企業と先の見通しのよい企業との差が顕著にあらわれているということである。各銀行では、融資はするが信用保証協会を通してくれということであるので、保証協会に対しても緩和策を求める必要があるが、金融機関に対して大幅な緩和策をお願いするという意味でも、本請願には賛成であるとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第58号 市道路線の認定についてから日程第7、請願第4号 地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書採択についての請願までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第58号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第58号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第59号 市道路線の変更についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第59号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第4号 地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書採択についての請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔予算特別委員長。

(渋谷佐輔予算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔予算特別委員長 おはようございます。

今定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第62号 平成18年度長井市一般会計補正予算第2号を初め、特別会計補正予算

4件、水道事業会計補正予算1件の合計6議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る9月19日開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各補正予算の概要について担当課長より説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われたところであります。

その詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて申し上げることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第62号 平成18年度長井市一般会計補正予算第2号、議案第63号 平成18年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号、議案第64号 平成18年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号、議案第65号 平成18年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第3号につきましては、いずれも起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成18年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号、議案第67号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第2号につきましては、挙手全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について十分意を用いられ、事務の執行に当たられますよう希望を申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)